標題

バハマ籍船における非常脱出用呼吸具（EEBD）の特別要件

ClassNK
テクニカル
インフォメーション

No. TEC-1252
発行日 2021 年 12 月 1 日

各位

今般、バハマ主管庁より BMA Marine Notice 81 が発行され、バハマ籍船における非常用脱出呼吸具（以下、EEBD）の特別要件の一部が改訂されましたのでお知らせ致します。この Marine Notice によって、バハマ主管庁が発行していた Information Bulletin No. 29 が失効されます。
これにより、ClassNK テクニカルインフォメーション No.TEC-1052 は絶版と致します。

1. Marine Notice 81 は、SOLAS 条約が適用される全ての船舶及び海底資源掘削船に適用する。

2. 1979、1989、または 2009 MODU コードが適用される海底資源掘削船については、SOLAS 条約 に定められた EEBD を備えること。

3. SOLAS 条約 II-2 章 13.3.4 規則に規定される居住区域内に備える EEBD の最低数は、以下の通りである。

   (1) 貨物船: 2 組
   (2) 36 人以下の旅客を運送する旅客船: 各主垂直区域に 2 組
   (3) 36 人を超える旅客を運送する旅客船: 各主垂直区域に 4 組

4. 機関区域内の EEBD の数や配置については、IMO MSC/Circ.1081 を参照すること。
   バハマ主管庁は ISM コードに基づく船舶管理会社に対して、機関区域に必要な EEBD の位置と数量を決定するためにリスクアセスメントを実施することを要求している。リスクアセスメントは機関区域の大きさや配置、通常存在する人の数、脱出経路の長さ、その他の関連要因を考慮すること。リスクアセスメント結果を示す文書は船上に保管すること。

   なお、新造船、就航船に関わらず、機関区域内に設置される EEBD の位置及び個数に関して、船舶管理会社が実施したリスクアセスメントの結果、その個数及び配置に変更を生じる場合には、弊会材料艤装部までお知らせ下さい。

5. 全ての船舶は、制御場所に予備の EEBD を備えること。なお、予備の EEBD の最低数は以下の通りとする。
   (1) 貨物船及び海底資源掘削船: 1 組
   (2) 旅客船: 2 組

（次頁に続く）

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

6. EEBD を用いた船上訓練の為に、以下のいずれかのものを備えなければならない。
   (1) 少なくとも 1 組の訓練用であることを明記した EEBD
   (2) 船上訓練に使用された EEBD を完全な使用状態まで復旧できる設備（例えば、シリンダを最高作動圧力まで再充填装置）

7. 危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船については、IBC コード 14.3.1、BHC コード 3.16.10、及び IGC コード 14.4.2 に規定される呼吸具を、EEBD の代用として搭載することを認めることがある。

Marine Notice 81 に"5. Inspection and Testing" が規定されています。消火設備の保守・点検に関する各主管庁の通知文書は、今般の Marine Notice 81 を含め、弊会ウェブページで情報提供しています。この掲載場所は以下の通りです。

ホーム > 業務サービス > 条約関連 > SOLAS 条約設備関連情報 > 消火設備の保守及び点検

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 （ClassNK）
本部 管理センター別館 材料艤装部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3（郵便番号 102-0094）
Tel.: 03-5226-2020
Fax: 03-5226-2057
E-mail: eqd@classnk.or.jp

Void